



質問1

商店街の中程で開業していますが、このほど商店街が共同のアーケードを造ることになり、その負担金として25万円を割り当てられ、本年10月に13万円、来年3月に12万円支払うことになりました。

このような支出は、繰延資産として償却の対象となっても、その金額が20万円未満であるときは、償却の計算をしないで全額支出した年分の必要経費として取り扱われると聞きましたが、本年10月に支払う13万円についてはこのように処理してよろしいでしょうか。

回答

少額の繰延資産であるかどうかは、一つの設置計画、契約などについて支出する金額によって判定します。

繰延資産となる費用のうち、その支出する金額が20万円（平成元年3月31日までに支出したものは10万円）未満であるものについては、その支出する年分の必要経費とすることに取り扱われています。

その場合において、その支出する金額が20万円未満であるかどうかは、次の金額が20万円未満であるかどうかにより判定することとされています。

- (1) 公共的施設または共同的施設の設置等のために支出する費用……一つの設置計画または改良計画につき支出する金額（分割して支出する場合には、支出金額の見積合計額）
- (2) 資産を賃借するため等の権利金等……契約ごとに支出する金額
- (3) 広告宣伝用繰延資産……広告宣伝用資産の1個または1組ごとに支出する金額

質問2

私は美容整形外科の診療所を営んでいますが、女性客への広告宣伝のため、ホームページを制作することとなりました。

ホームページの制作費用として、専門業者に50万円を支払いましたが、ソフトウェアの開発費用と同様に繰延資産として計上しなければなりません。

回答

ホームページの制作費用は、原則として支出時の必要経費とすることが認められています。

ホームページは、新製品のPRや広告宣伝効果を図るものとして制作されるものですが、一般的には繰り返し使用できるものではないため、その制作費用の支出の効果が支出の日以後1年以上に及ばないものと考えられます。

したがって、ホームページの制作費用は、原則として、その支出時において一時の必要経費とすることが認められます。

ただし、その支出の効果が明らかに支出の日以後1年以上に及ぶと認められる場合には、繰延資産として償却を行うことになります。

新型コロナウイルス感染症関連情報

新型コロナウイルス感染症に関する日本医師会からの通知等は、北海道医師会ホームページ「医師の皆様へー感染症情報」に掲載しています。

URL : <http://www.hokkaido.med.or.jp/doctor/infection.html>